

平成 19 年 7 月 6 日に開催された第 9 回専門委員会の審議資料になります（一部、変更）。

報告セグメント別の減損損失及びのれんの取扱いについて

1. 減損損失

① 現行の日本基準での取扱い

現行の我が国のセグメント情報では、「事業の種類別セグメント情報」について、セグメント別の資産、減価償却費、資本的支出の記載のほか、連結財規様式第 1 号の注意 7 において、重要な減損損失を認識した場合には、各セグメントへの影響額を記載することとされている。

セグメント情報は営業損益までの開示であるが、重要な減損損失は減価償却と同様に、資産残高に重要な影響を及ぼすことから記載が求められていると考えられる¹。

② 問題の所在

FAS 第 131 号のマネジメント・アプローチによる事業セグメント情報では、企業の開示するセグメント利益に含まれている項目のうち特定の項目が、個別項目として開示されることになる。このため、セグメント利益に減損損失を含めていない企業については、現行の日本基準で開示が求められている減損損失が開示されないこととなる。

③ 国際的な会計基準での取扱い

米国基準においては、FAS 第 131 号では減損損失について報告セグメント別の情報の開示を求めているものの、FAS 第 144 号第 26 項 d において、「該当がある場合には、FAS 第 131 号のもとで、減損した長期性資産（資産グループ）を報告したセグメント」を注記情報として開示しなければならないとされている（確認できた事例として、ソニー及び松下電器産業も、減損損失の注記として、報告セグメント毎の金額まで開示している。）。

また、無形資産及びのれんの減損損失については、FAS 第 142 号において一定の注記が要求されている（FAS 第 146 号第 46 項及び第 47 項）。

国際会計基準においても、IFRS 第 8 号では求めているものの、IAS 第 36 号第 129 項において、報告セグメント別の減損損失（又は減損損失の戻入）の金額を報告することとされている。

¹ ディスクロージャー・フォーラム No.4 42 ページ

（検討事項１）報告セグメント別の減損損失の開示が必要かどうか。

（第１案） 報告セグメント別の減損損失の開示は必要ない。

（理由）

従来の日本基準のセグメント情報の開示は、営業損益（又は経常損益）ベースでの開示を求めていたことから、資産残高に重要な影響を与える減損損失のセグメント別の情報が、セグメント情報の費用として開示されることはなく、このために個別の対応が必要であったと考えられる。しかし、マネジメント・アプローチのセグメント情報においては、経営者が減損損失について重視していれば、セグメント損益にこの数字を含めるはずであり、そうでない場合には、この項目についてのみ開示しなければならないとする理由・根拠はない。

このため、セグメント損益に含まれていた場合に開示すべき項目として減損損失（又は特別損益項目）を挙げておけばよく、それ以上の対応は必要ない。

なお、現行のセグメント情報における減損損失の開示については、上記のとおり、連結財務諸表規則で、その開示が求められているだけであり、セグメント情報会計基準で開示を求めなくても、従来通り、連結財務諸表規則において開示が求められる可能性はある。

（第２案：事務局案）報告セグメント別の減損損失の開示を求めることとする。

（理由）

- ① 第１案にあるようにマネジメント・アプローチの考え方からすれば、セグメント情報会計基準においては、報告セグメント別の情報は、経営者が実際に意思決定に用いている情報を基礎とし、それに含まれていないものを個別に開示を要求するのは難しい。
- ② しかし、その一方で、現行のセグメント情報では必須の開示事項とされている項目について、開示されない場合があるということは、開示の後退になるとも考えられる。また、国際的な会計基準においても、セグメント情報の開示の基準書ではなく、減損会計の基準書において、報告セグメント別の開示を求めることとされている。これは、マネジメント・アプローチを採用したとしても、減損損失について発生した報告セグメントを明らかにすることは、財務諸表利用者にとって重要な情報であると判断しているためであると考えられる。

（検討事項２）報告セグメント別の減損損失の開示を求める場合、どのような取扱いが考えられるか。

（第１案）国際的な会計基準の取扱いと合わせて、減損会計基準を改訂する。

（第２案：事務局案）財務諸表利用者にとって有用な追加的情報として、「減損損失の報告セグメント別情報」という扱いで開示する。

（２つの案の比較）

- ・第１案は、国際的な会計基準とも取扱いを合わせることができるが、減損会計適用指針の改訂という手続を踏むが必要になる。
- ・第２案は、国際的な会計基準にはない事項を新設することにはなるが、無理にマネジメント・アプローチのセグメント情報と関連付けるよりも、減損損失の内訳を報告セグメント別に開示するとした方が、整理し易いと考えられる。

（方針を決めるべき事項）

- ・報告セグメント別の減損損失の開示を、企業に求めるのかどうか。（検討事項１）
- ・報告セグメント別の減損損失の開示を必須の個別開示項目とするのであれば、上記の２つの取扱い案の何れが適当か。（検討事項２）

【開示案】

減損損失の報告セグメント別情報

（単位 百万円）

	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	金融	その他	合計
減損損失	—	500	200	—	—	50	750

２．のれん

① 現行の日本基準での取扱い

現行の我が国のセグメント情報では、資産情報の金額の中に含まれるものの、各セグメントののれんについて、個別に開示することは求められていない。

② 問題の所在

FAS 第 131 号のマネジメント・アプローチでは、のれんについては、各報告セグメントののれんについて、個別に開示することは求めておらず、当該情報が財務諸表利用者にとって重要な情報であれば、個別に対応を検討する必要がある。

特に、第 130 回企業会計基準委員会の審議においては、「のれんの償却額（のれん償却）」の情報は重要ではないかという指摘があった。

③ 国際的な会計基準での取扱い

米国基準においては、FAS 第 131 号ではのれんについて報告セグメント別の情報の開示を求めているものの、FAS 第 142 号第 45 項 C「のれんの帳簿価額の変動」において、(1) 取得したのれんの総額、(2) 認識した減損損失の総額、(3) レポート・ユニットの全部または一部の処分損益に含まれるのれん金額、を含むのれんの帳簿価額の変動を示すこととしている。これに加えて、FAS 第 131 号に従ってセグメント情報を報告する企業は、各報告セグメントについてこれらの情報を開示すると共に、報告セグメントののれんの配分額に重要な変動があった場合にはその旨、また、報告セグメントに配分されていないのれんがある場合には、その未配分額及びその理由を開示しなければならないとされている。

なお、FAS 第 142 号の付録 C にある「のれんの帳簿価額による変動」では、期首残高、変動額、期末残高が開示されている。

国際会計基準においては、のれんについて、報告セグメント別の情報を開示するという取扱いは、IAS 第 38 号においては示されていない。ただし、IAS 第 36 号の中で、のれんを含む個別資産又は資金生成単位について減損損失の認識又は戻入られた場合には、当該資産が所属する報告セグメント別の情報を開示することとされている。

（検討事項１）報告セグメント別ののれんの開示が必要かどうか。

（第１案）報告セグメント別ののれんの開示は必要ない。

（理由）

従来の日本基準のセグメント情報の開示においても、のれんのセグメント別の情報が開示されることはなかった。マネジメント・アプローチのセグメント情報の導入にあたって、のれんの情報を新たに必須の開示項目として定める理由・根拠に乏しい。このため、特に対応は必要ない。

また、企業がのれんを報告セグメント別に区分して認識していないとすれば、企業に更なる負担を求めることになる。

（第２案：事務局案）報告セグメント別に、「のれんの償却額」あるいは「のれんの償却額及び未償却残高」の開示を求めることとする。

（理由）

- ① 第１案にあるようにマネジメント・アプローチの導入と、新たにのれんのセグメント別の情報を必須の開示項目とすることには、関連性がなく、別の観点からの説明が必要になる。
- ② 現行のセグメント情報で開示が求められている「減損損失」と異なり、のれんの情報を新たに必須の項目として定める理由・根拠に乏しい。
- ③ その一方で、財務報告における重要な指標として「当期純利益」を考えるとすれば、その中に、どの程度の「のれんの償却額」が含まれているのかについては開示して欲しいという財務諸表利用者からの強い要望がある。また、作成者の負担等を考慮すべきであるが、将来の負担となる額として、「未償却残高」の開示まで求めることも考えられる。
- ④ 報告セグメントに配分されていないのれんがある場合には、その未配分額及びその理由を開示しなければならないと考えられる。

（第３案）報告セグメント別に、米国基準と同様ののれんの開示を求めることとする。

（理由）

- ① 第１案にあるようにマネジメント・アプローチの導入と、新たにのれんのセグメント別の情報を必須の開示項目とすることには、関連性がなく、別の観点からの説明が必要になる。
- ② その一方で、のれんの金額に重要性があるとすれば、それが何れの報告セグメントに属するのかを開示することは、財務諸表利用者にとって重要な情報であると考えられ、米国基準においても、セグメント情報の開示の基準書ではなく、無形資産の基準書におい

て、報告セグメント別の変動額（記載例によれば、前期末及び当期末残高を含む。）の開示を求めることとされている。これは、マネジメント・アプローチを採用したとしても、のれんについて属する報告セグメントを明らかにすることは、財務諸表利用者にとって重要な情報であると判断しているためであると考えられる。

- ③ 報告セグメントに配分されていないのれんがある場合には、その未配分額及びその理由を開示しなければならないと考えられる。

（検討事項 2）報告セグメント別ののれんの開示を求める場合、どのような取扱いが考えられるか。

（事務局案）財務諸表利用者にとって有用な追加的信息である「のれんの報告セグメント別情報」という扱いで開示する。

（方針を決めるべき事項）

- ・ 報告セグメント別ののれんの開示を、企業に求めるのかどうか。（検討事項 1）
- ・ 開示項目として、「のれんの償却額」に加えて、「未償却残高」の開示まで求めるのかどうか。（検討事項 1）

【開示案】

のれん償却費の報告セグメント別情報

（単位 百万円）

	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	金融	その他	合計
のれん償却費	—	500	200	—	—	50 ^注	750
のれん未償却残高	—	1,500	—	—	—	100 ^注	1,600

注：不動産事業に区分される連結子会社 X 社の株式取得に伴って取得したのれんの償却額及び未償却残高である。

以 上